地球温暖化対策の促進啓発

制度所管部局:地球環境局地球温暖化対策課

1. 制度の概要

地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止 に寄与する活動の促進を図る。

2. 指定、登録等の基準

【地球温暖化対策の推進に関する法律】

第25条第2項

全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府 県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
- 四 日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- 五 都道府県センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに都道府県センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等	法人の連絡先	指定、登録の理由等
	の時期		
財団法人日本環境	平成 11	〒106-0041 港区麻布台 1	地球温暖化対策に関する普
協会	年7月1	-11-9 ダヴィンチ	及啓発を行うこと等により
	日	神谷町 TEL03-5	地球温暖化の防止に寄与す
		114-1281	る活動の促進を図る

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠	
該当なし	該当なし	

- 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成21年3月3 1日現在)
 - ・平成20年の温対法改正により、新たに指定される地域センターの職員 や推進員の育成、取り組み事例等の情報収集、発信等が業務として必然的 に追加される。また、既存の都道府県センターの連絡調整等の役割が規定 されたことから、既存のセンターに対してもさらに支援の強化が求められ る。

7. 政策評価

http://www.env.go.jp/guide/seisaku/